

水質部会設置規程

平成14年11月8日制定

平成18年2月16日一部改正

平成20年11月20日一部改正

第1 部会の設置

奈良県環境審議会（以下「審議会」という。）に水質部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 部会の審議事項

部会は、審議会に対する知事の諮問事項の内、奈良県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質汚濁の防止に関する次の事項について調査審議する。

- (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第16条第1項に規定する測定計画の作成に関する事項
- (2) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項に規定する水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関する事項
- (3) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の5第1項又は第2項に規定する総量規制基準を定める事項
- (4) その他審議会から付議された事項

第3 審議の扱い

知事から審議会に対し、第2の(1)から(3)までに掲げる事項について、意見を求められたときは、直接、部会において審議するものとする。

ただし、上記にかかわらず、会長は部会長の申し出により、部会の審議を行わず、直接審議会において審議することができる。

第4 部会の決議の扱い

部会長は、部会で審議された内容及び決議された事項について、審議会に報告するものとする。

- 2 審議会は、部会の意見を審議に反映させるものとする。